

大蔵委員會議録 第五十九号

昭和二十五年四月二十六日(水曜日)
午後三時四十分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君
理事 岡野 清義君 理事 小峯 柳多君
理事 小山 長規君 理事 前田 繁三郎君
理事 川島 金次君
島村 一郎君 佐久間 徹君
吉米地 英俊君 高間 松吉君
宮腰 喜助君 田中 健之進君
松尾 トシ子君 河田 賢治君
竹村 宗良二君 田島 ひで君

出席政府委員

大蔵事務官 佐藤 一郎君
(主計局法規課長)
大蔵事務官 舟山 正吉君
(銀行局長)
委員外の出席者
大蔵事務官 長崎 正造君
(銀行局保険課長)
専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

四月二十四日

委員中崎敏君辞任につき、その補欠として山口シヅエ君が議長の名で委員に選任された。

四月二十五日

委員北澤直吉君辞任につき、その補欠として福田篤泰君が議長の名で委員に選任された。

四月二十六日

委員福田篤泰君辞任につき、その補欠として北澤直吉君が議長の名で委員に選任された。

同日

理事島村一郎君の補欠として西村直巳君が理事に当選した。

四月二十五日

船主相互保険組合法案(内閣提出第一八三三号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

予算執行職員等の責任に関する法律案(内閣提出第一七五五号)

船主相互保険組合法案(内閣提出第一八三三号)

○川野委員長 これより会議を開きます。

議案の審査に入ります前に、ちよつとお諮りいたします。それは理事補欠選任の件であります。昨二十五日島村委員が理事を辞任せられたので、この際理事の補欠選任を行いたいと存じます。これは先例により委員長において指名するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○川野委員長 御異議ないようですから、委員長において指名することといたします。西村直巳君を理事に指名いたします。

○川野委員長 これより議案の審査に入ります。昨二十五日本委員会に付託された船主相互保険組合法案を議題として、まず政府の説明を求めます。舟山政府委員。

船主相互保険組合法案
船主相互保険組合法

目次

第一章 総則(第一條—第十二條)

第二章 設立(第十三條—第二十二條)

第三章 組合員(第二十三條—第二十九條)

第四章 機関(第三十條—第四十條)

第五章 計算(第四十一條—第四十四條)

第六章 解散及び清算(第四十五條—第四十八條)

第七章 監督(第四十九條—第五十四條)

第八章 雑則(第五十五條—第五十六條)

第九章 罰則(第五十六條—第六十一條)

附則 第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、船主相互保険組合の行方相互保険たる損害保険事業の健全な経営を確保し、その組合員及び組合の一役債権者の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「船主相互保険組合」とは、以下「組合」という。

一 船主相互保険組合及び船主責任相互保険組合をいう。

三 この法律において「本船相互保険組合」とは、漁船(漁船保険法(昭和十二年法律第二十三号)第一條

第二項に定める漁船をいう。以下第七條第一項において同じ。以外の木船の所有者又は賃借人がその所有又は賃借する船舶並びにその運航に伴つて生ずる船舶所有者(船舶賃借人を含む。以下「船主」という。)の費用及び責任に関する相互保険たる損害保険事業を行うため、この法律に基いて設立した組合をいう。

三 この法律において「船主責任相互保険組合」とは、木船以外の船舶の所有者又は賃借人がその所有又は賃借する船舶の運航に伴つて生ずる船主の費用及び責任に関する相互保険たる損害保険事業を行うため、この法律に基いて設立した組合をいう。

四 この法律において「船舶の運航に伴つて生ずる船主の費用及び責任」とは、左の各号に掲げるものをいう。

一 船舶がその運航に伴つて浮標、さん橋、ドック、海底電線、漁具その他の物に加えた損害について船舶の賠償責任

二 船舶の運航に伴つて生ずる人命救助費及び傷害疾病に対する療養費であつて、船主が負担又は賠償しなければならぬもの

三 船舶に伝染病が発生した場合において、海港検疫法(明治三十二年法律第十九号)第九條第三項の規定に基づき、船主が負担すべき消毒その他の措置に要する費用

四 前各号に掲げるものの外、船舶の運航に伴つて生ずる費用で船主の負担しなければならぬもの及び船舶の運航に伴つて生ずる損害についての船主の賠償責任

(出資の最低限度)

第三條 組合員の組合に対する出資の総額は、二百万円以上でなければならない。

(無業の禁止)

第四條 本船相互保険組合は、第二條第二項に定める損害保険事業以外の事業を、船主責任相互保険組合は、同條第三項に定める損害保険事業以外の事業を行うことができない。

(募集の制限)

第五條 組合は、手数料、報酬その他の対価を支払つて、その役員、組合員及び使用人以外の者に組合員の募集を委託してはならない。

(保険契約の移転等の禁止)

第六條 組合は、その保険契約を移転し、又はその事業を譲渡することとがでない。

(組合員の資格)

第七條 本船相互保険組合の組合員たる資格を有する者は、漁船以外の木船の所有者又は賃借人で定款で定める者に限る。

二 船主責任相互保険組合の組合員たる資格を有する者は、木船以外の船舶の所有者又は賃借人で定款で定める者に限る。

(事業主の制限)

第八條 この法律に基いて設立された組合以外の者は、第二條第二項又は第三項に定める損害保険事業を行つてはならない。但し、保険業法昭和十四年法律第四十一号第一條第一項(保険事業の免許又は外国保険事業に関する法律昭和二十四年法律第八十四号)第三條第一項(免許)の規定に基いてこれを行つ者は、この限りでない。

(名称)

第九條 組合は、その名称中に、左の文字を用いなければならない。
一 木船相互保険組合にあつては、木船相互保険組合
二 船主責任相互保険組合にあつては、船主責任相互保険組合

2 この法律に基いて設立された組合以外の者は、その名称中に、前項に掲げる文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。
(法人格及び住所)
第十條 組合は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所のある所在地にあるものとする。
(登記)
第十一條 組合は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。

第二章 設立

(発起人及び組合員)

第十二條 組合を設立するには、組合員にならうとする七人以上の者が

が発起人であることを要する。

2 組合は、十五人以上の組合員及びその組合員の所有又は賃借する百隻以上の船舶の目的たる船舶(船舶の運航に伴つて生ずる船主の費用及び責任を保障する目的とする場合においては、その船舶以下同じ)がなければ設立することができない。

(定款記載事項)

第十三條 発起人は、組合の定款を作成し、これに左の事項を記載して署名しなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 組合員の資格に関する規定
- 四 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 五 組合員に対する通知又は催告に関する規定
- 六 出資一口の金額及びその払込の時期
- 七 保険金の支払をすべき事由
- 八 保険金の削減及び保険料の追徴に関する規定
- 九 前二号に掲げるものの外保険契約に関する規定
- 十 組合員総会(以下「総会」という。)に関する規定
- 十一 役員及び参事に関する規定
- 十二 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 十三 事業年度
- 十四 公告の方法
- 十五 組合の負担に帰すべき設立費用及び発起人が受くべき報酬の額
- 十六 存立の時期又は解散の事由

を定めるときは、その時期又は事由

(加入申込証)

第十四條 組合に加入しようとする者は、加入申込証二通に出資口数並びに保険の目的たる船舶及び保険契約の目的について第十六條第二項第二号の事業方法書で定める事項及び保険金額を記載して署名しなければならない。

2 設立の際の加入申込証は、発起人が作り、左の事項を記載しなければならない。

一 定款に記載した事項
二 発起人の氏名又は名称及び住所

三 出資及び保険料の払込の方法、期限及び場所

四 一定の時期までに創立総会が終らなかつたときは、加入の申込を取り消すことができること。

3 組合の成立後の加入申込証は、理事が作り、左の事項を記載しなければならない。

一 設立の認可を受けた年月日
二 定款に記載した事項

三 役員及び参事の氏名及び住所

四 出資及び保険料の払込の方法、期限及び場所

(創立総会)
第十五條 発起人は、定款作成後、組合員にならうとする者を募り、出資の全額及び保険料の全部若しくは一部の払込を終了した者の数及びその所有又は賃借する船舶の目的たる船舶の数が第十六條第二項に定める数以上に達したときは、加入申込証に定める出資及び

保険料の払込の期限経過後、遅滞なく、創立総会を開かなければならない。

2 定款の承認、理事及び監事の選任その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。

3 創立総会においては、定款を修正することができる。但し、組合員の資格に関する規定については、この限りでない。

4 理事及び監事は、組合員にならうとする者(法人たる組合員にあつては、その業務を執行する役員)のうちから選任する。

5 創立総会における議事は、組合員にならうとする者(その出資の全額及び保険料の全部若しくは一部の払込を終了した者に限る。以下第六項において同じ)の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以下で決する。

6 組合員にならうとする者は、創立総会において、各自一個の議決権を有する。

7 第三十三條及び第三十五條第二項但書並びに商法明治三十二年法律第四十八号第二百三十九條第四項及び第二百四十條(特別利害関係人の議決権、第二百四十四條(株主総会の議事録)及び第二百四十七條から第二百五十三條まで(株主総会の決議の取消)の規定は、創立総会に準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは、「船主相互保険組合法第十五條第五項」と読み替へるものとす。

(設立の認可申請)

第十六條 発起人は、創立総会終了の後、遅滞なく、主務大臣に設立の認可を申請してその認可を受けなければならない。

2 前項の場合において、発起人は、設立認可申請書に左に掲げる書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

- 一 定款
 - 二 事業方法書
 - 三 保険料及び責任準備金算出方法書
 - 四 加入申込証
 - 五 出資及び保険料の払込のあつたことを証する書面
 - 六 役員及び参事の氏名、住所及びその資格を証する書面
 - 七 第三十八條第二項に定める組合員名簿
 - 八 創立総会の議事録
 - 九 事業開始後三年間の事業計画書
 - 十 その他主務大臣が必要と認める書類
- 3 前項第二号及び第三号に掲げる書類に記載すべき事項は、主務省令で定める。
- 4 組合が第二項第一号から第三号までに掲げる書類に記載した事項を変更するには、主務大臣の認可を受けなければならない。
- (設立の認可)
第十七條 主務大臣は、前條第一項の設立の認可申請があつたときは、左の各号の一に該当する場合を除き、且つ、その事業が健全に行われ公益に反しないと認められる場合には、その設立を認可しな

なければならない。

一 設立の手続又は前條第二項に掲げる書類の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の処分違反するとき。

二 前條第二項に掲げる書類に重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているとき。

三 発起人、理事及び監事のうちに左の各号の一に該当する者があるとき。

イ 破産者で復権を得ないもの。

ロ 禁こ以上の刑又はこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行の終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者。

ハ 組合がこの法律の規定により設立の認可を取り消された場合において、当該処分があつた日の三十日以前に当該組合の理事又は監事であつた者で当該組合がその取消処分を受けた日から五年を経過するまでのもの。

ニ 第五十三條第一項の規定により解任された役員でその処分の日から五年を経過するまでのもの。

ホ 營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの。

保險業法第三條(免許に關しての供託金の規定は、前項の設立の認可をしようとする場合に準用する。

3 主務大臣は、前項の設立の認可をし、又はしなかつたときは、遅滞なく、その旨を書面をもつて、設立認可申請者に通知しなければならない。

(成立の時期)

第十八條 組合は、前條第一項の設立の認可に因つて成立する。

(理事への事務引継)

第十九條 発起人は、第十七條第一項の設立の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

(商法の準用)

第二十條 商法第九十三條、第九十四條及び第九十六條(発起人の責任並びに第九十七條(発起人に対する訴の規定は、組合の発起人に準用する。この場合において、第九十六條中「第三百四十三條」とあるのは「船主相互保險組合法第三十二條第四項」と、第九十七條中「資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員である五分の一以上の者」と読み替へるものとする。

第三章 組合員

(加入及び保險契約の成立)

第二十一條 組合の設立の際組合員にならうとする者で、その引き受けた出資の全額の払込が終了し、且つ、保險料の全部又は一部の払込が終了したものであるときは、組合の成立の時、その者と組合との間に保險契約が成立し、その者は、組合員となる。

のについては、その加入の申込を取り消したものとみなす。

3 成立後の組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき組合の承諾を得て、その引き受けた出資の全額の払込が終了し、又は組合員の持分の全部若しくは一部の譲渡を受け、且つ、保險料の全部又は一部の払込が終了した時、その者と組合との間に保險契約が成立し、その者は、組合員となる。

4 組合員は、組合員でない者を被保險者とする保險契約を、当該組合との間に成立させることができない。

5 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当の理由がないのに、その加入を拒んではならない。

(出資)

第二十二條 組合員は、出資一口以上を持たなければならない。

2 組合に加入しようとする者は、その引き受けた出資の全額を一時に払い込まなければならない。

3 出資は、金銭以外の財産であることをできない。

4 出資一口の金額は、均一でなければならない。

5 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の十をこえてはならない。

を除いては、その出資額及び保險料を限度とする。

8 組合員は、出資及び保險料の払込について、相殺をもつて組合に對抗することができない。

(持分及び保險の目的等の譲渡)

第二十三條 組合員は、組合の承諾を得て、組合員又は組合員たる資格を有する者に持分の全部又は一部を譲渡することができる。

2 前項の場合において、譲受人が組合員たる資格を有する者であるときは、その者は、加入につき組合の承諾を得て、遅滞なく、定款で定めるところにより、保險料の全部又は一部を払い込まなければならない。但し、保險の目的たる船舶を譲り受け、又は承継し、且つ、その船舶について、譲渡人又は被承継人の保險契約に基づく權利義務を承継したときは、この限りでない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の權利義務を承継する。

4 組合員が保險の目的たる船舶を譲渡した場合において、譲受人が組合員であるときは、譲受人は、その船舶について、譲渡人の保險契約に基づく權利義務を承継する。この場合においては、譲受人は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければならない。

5 前項の場合において、譲受人が組合員たる資格を有する者であるときは、譲受人は、加入につき組合の承諾を得て、遅滞なく、定款で定めるところにより、保險料の全部又は一部を払い込まなければならない。但し、保險の目的たる船舶を譲り受け、又は承継し、且つ、その船舶について、譲渡人又は被承継人の保險契約に基づく權利義務を承継すること

ができる。この場合においては、譲受人は、遅滞なく、定款で定めるところにより、その引き受けた出資の全額を払い込まなければならない。但し、持分を譲り受け、又は承継したときは、この限りでない。

6 前二項の場合において、譲受人が組合員及び組合員たる資格を有する者以外の者であるときは、商法第六百五十條第一項(保險の目的の譲渡の規定は、準用しない。

(持分及び保險の目的等の承継)

第二十四條 組合員が死亡し、又は合併に因り解散した場合において、その相続人若しくは受遺者又は合併後存続する法人が組合員であるときは、その者は、被承継人の持分及びその持分についての被承継人の權利義務を承継する。この場合においては、承継人は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければならない。

2 前項の場合において、その相続人若しくは受遺者又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人が組合員たる資格を有する者であるときは、その者は、加入につき組合の承諾を得て、被承継人の持分及びその持分についての被承継人の權利義務を承継すること

3 前項の場合において、被承継人の持分及びその持分についての被承継人の權利義務を承継すること

4 前項の場合において、被承継人の持分及びその持分についての被承継人の權利義務を承継すること

5 前項の場合において、被承継人の持分及びその持分についての被承継人の權利義務を承継すること

6 前項の場合において、被承継人の持分及びその持分についての被承継人の權利義務を承継すること

7 前項の場合において、被承継人の持分及びその持分についての被承継人の權利義務を承継すること

を承継したときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、保険の目的たる船舶を承継した相続人若しくは受遺者又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人が組合員でないときは、承継人は、加入につき組合の承諾を得て、組合員となることができる。この場合においては、遅滞なく、定款で定めるところにより、その引き受けた出資の全額を払い込まなければならない。但し、持分を譲り受け、又は承継したときは、この限りでない。

4 前二項の場合において、承継人は、被承継人の死亡又は解散の時に於いて、組合員になつたものとみなす。

5 第三項の場合において、承継人が組合員とならなかつたときは、その承継した保険の目的たる船舶についての保険契約は、被承継人の死亡又は解散の時に於いて消滅する。

(持分共有の禁止)

第二十五條 組合員は、持分を共有することができない。

2 前條第一項又は第二項の場合において、相続人又は受遺者が数人あるときは、その相続人又は受遺者の同意をもつて選定された一人の相続人又は受遺者に対してのみ同條第一項又は第二項の規定を適用する。

(組合の持分取得禁止)

第二十六條 組合は、組合員の持分を取得し若しくは質権の目的として受けることができない。但し、

組合が権利を実行するため必要なときは、この限りでない。

2 組合が前項但書の規定によつて組合員の持分を取得し、若しくは質権の目的として受けたときは、なるべく速かに、これを処分しなければならぬ。

(脱退)

第二十七條 組合員は、三月前までに予告し、事業年度末において、組合を脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

3 組合員は、第一項及び第二十九條第一項に定める場合の外、左の事由に因つて脱退する。

一 定款で定める組合員たる資格の喪失

二 除名

三 死亡又は解散

四 持分全部の譲渡

五 保険期間の経過若しくは保険事故の発生又は保険の目的たる船舶の譲渡に因る保険契約全部の消滅

4 除名は、定款で定める理由のある組合員につき、第三十二條第四項に定める総会の決議によつてするものとす。この場合において

は、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならぬ。

5 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその者に対抗することができない。

6 組合員が、第一項若しくは第三項(第五号に掲げる事由に因る脱退の場合を除く)及び第二十九條第一項の規定によつて脱退したときは、その組合員の保険契約は、消滅する。但し、第三項第三号に掲げる事由に因る脱退の場合において、その組合員の保険契約に基づく権利義務の承継人があるときは、この限りでない。

(持分の払戻)

第二十八條 脱退した組合員は、定款の定めるところにより、その持分の払戻を受けることができる。

2 前項の持分は、脱退した日の属する事業年度末における組合の財産によつて定める。

3 前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款で定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払戻を請求することができる。

4 第一項及び第三項に規定する請求権は、脱退後二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

5 脱退した組合員が組合に対して弁済期に達していない債務を負担する場合には、組合は、その債務が弁済期に達するまでは、持分の払戻を停止することができる。

(持分の差押に因る脱退)

第二十九條 組合員の持分を差押えた債権者は、事業年度末において、その組合員を脱退させることができる。この場合において、債権者は、組合及びその組合員に対して三月前までに予告しなければならぬ。

2 商法第九十條(持分の差押)及び第九十一條第二項(予告の失効)の規定は、前項の場合について適用する。

第四章 機関

(総会の招集)

第三十條 理事は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、いつでも臨時総会を招集することができる。

3 五分の一以上の組合員が会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

4 前項の場合において、同項の期間内に、正当の理由がないのに、理事が臨時総会招集の手続をしないときは、監事は、直ちにその手続をしなければならない。

5 監事が正当の理由がないのに、前項の手続をしないときは、第三項の組合員は、主務大臣の認可を受けて、臨時総会の招集をすることができる。

6 総会の招集は、会日より十日前までに、会議の目的たる事項を示して、組合員に通知しなければならない。但し、第二項から第五項までの場合に於ては、定款でこの期間を短縮することができる。

(総会の決議事項)

第三十一條 この法律及び定款で定め

めるものの外、左の事項は、総会の決議を経なければならない。

一 第十六條第二項第一号から第三号までに掲げる書類の記載事項の変更

二 保険金の削減及び保険料の追徴

三 解散

四 財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、剰余金処分案及び損失処理案

(総会の決議手続)

第三十二條 総会の決議は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席した組合員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の決議に加わる権利を有しない。

4 定款の記載事項の変更並びに前條第二号及び第三号に掲げる事項は、組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を経なければならない。

(議決権の代理行使)

第三十三條 組合員は、定款で定めるところにより、代理人をもつて、議決権を行うことができる。

2 前項の規定により議決権を行う者は、総会において議決をする場合に、出席者とみなす。

3 第一項の代理人は、組合員でなければならない。

4 前項の代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

その清算人となる。但し、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 前項の場合において、清算人となる者がなく、及び組合が設立認可の取消に因り解散したときは、主務大臣が清算人を選任する。

(保険金の削減及び保険料の追徴)
第四十七條 清算人は、組合に現存する財産がその債務を完済するのに不足する場合に、主務大臣の認可を受けて、保険金の削減又は保険料の追徴をすることができ

る。

(商法等の準用)
第四十八條 商法第十六條、第二百二十二條、第二百二十四條、第二百二十五條、第二百二十八條、第二百二十九條第二項及び第三項並びに第三百一十一條各号各社の清算関係、第四百十八條から第四百二十四條まで、第四百二十六條第一項及び第四百二十七條株式会社の清算関係並びに保険業法第七十五條、第七十六條、第七十七條第二項(商法第二百二十二條に關する部分に限る)から第五項まで及び第三百三十三條から第三百三十五條まで(保険会社の清算関係)の規定は、組合の清算に準用する。この場合において、商法第二百二十二條中「第九十四條第四号又は第六号」とあるのは「船主相互保険組合法第四十五條第一項第四号」と読み替へるものとする。

2 第三十條及び第三十六條から第三十八條第一項まで、商法第二百四十四條第二項(議事録署名義務

考)、第二百四十五條第一項第四号取締役の責任の免除に關する部分に限る)、第二百四十七條及び第二百四十九條(總会決議取消の趣)、第二百五十四條第二項(会社と取締役との委任関係)、第二百六十一條(取締役の代表権)、第二百六十六條から第二百六十九條まで(取締役の責任及び取締役に対する罰)、第二百七十四條及び第二百七十五條(監査役の調査権限等)、第二百七十八條(監査役及び取締役の連帶責任)並びに第二百八十二條から第二百八十四條まで(取締役の計算書類の公示及び總會への提出義務並びに取締役又は監査役に対する責任解除)の規定は、清算人に準用する。この場合において、商法第二百四十五條第一項及び第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第四項」と、同法第二百六十八條中「資本十分の一以上」は「株式資本十分の一以上」とあるのは「組合員である五分の一以上の者」と読み替へるものとする。

第七條 監督
(報告及び帳簿書類の提出命令)
第四十九條 主務大臣は、組合の業務の監督上必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、組合に対し、その業務及び財産の状況に關し報告をさせ、又は資料の提出を命ずることができ

(検査)
第五十條 主務大臣は、組合の健全な経営を確保し、又は組合員及び組合の一般債権者を保護するためその事業を継続させることが著しく不適当と認めるときは、政令で定めるところにより、事業の停止を命じ、又は業務及び財産の管理の命令をすることができ

組合の一般債権者を保護するためその事業を継続させることが著しく不適当と認めるときは、政令で定めるところにより、事業の停止を命じ、又は業務及び財産の管理の命令をすることができ

2 前項の場合において、当該職員は、検査のため必要があると認めるときは、組合の事務所に立ち入り、その役員若しくは使用人に対して質問し、又はその帳簿書類その他の業務に關係のある物件を検査することができ

3 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければなら

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(定款等の変更命令等)

第五十一條 主務大臣は、組合の健全な経営を確保し、又は組合員及び組合の一般債権者を保護するため、組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、組合に対し、第十六條第二項第一号から第三号までに掲げる書類に定めた事項の変更、業務執行の方法の変更若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限することができ

(事業停止及び強制管理命令)
第五十二條 主務大臣は、組合の業務若しくは財産の状況によりその健全な経営を確保することが困難であると認めるとき又は組合の業務若しくは財産の状況が著しく不良で組合員及び組合の一般債権者

を保護するためその事業を継続させることが著しく不適当と認めるときは、政令で定めるところにより、事業の停止を命じ、又は業務及び財産の管理の命令をすることができ

2 保険業法第十二條第二項から第四項まで(連関)の規定は、主務大臣が前項の命令をしようとする場合に、同法第一條から第三條まで、第四百四條第一項及び第三項前段並びに第四百六條業務及び財産の管理関係の規定は、前項の業務及び財産の管理の命令があつた場合に準用する。この場合において、これらの規定中「保険会社」とあるのは「組合」と読み替へるものとする。

(法令等の違反に対する処分)

第五十三條 組合がこの法律若しくはこの法律に關する保険業法の規定若しくは第四百四十九條、第五百一十一條若しくは前條第一項の主務大臣の命令若しくは第十六條第二項第一号から第三号までに掲げる書類に定めた特に重要な事項に違反し、又は公益を害する行為をした場合において、組合の健全な経営を確保し、又は組合員及び組合の一般債権者を保護するため必要があると認めるときは、主務大臣は、理事若しくは監事の解任若しくは事業の停止を命じ、又は設立の認可を取り消すことができ

2 保険業法第十二條第二項から第四項まで(連関)の規定は、主務大臣が前項の処分をしようとする場合に準用する。この場合において、

て、同條第三項及び第四項の規定中「保険会社」とあるのは「組合」と読み替へるものとする。

(主務大臣及び権限の委任)
第五十四條 この法律及びこの法律に關する保険業法中「主務大臣」とあるのは、本船相互保険組合については、大蔵大臣及び運輸大臣とする。但し、第十四條第四項(同條第二項第三号に掲げる書類に定めた事項の変更の場合に限る)、第三十五條第二項(但し、第十五條第七項において準用する場合を含む)、第四十一條第一項、第五十條第一項及び第五十一條(第十六條第二項第三号に掲げる書類に定めた事項の変更の場合に限る)中「主務大臣」とあるのは、大蔵大臣とする。

2 この法律及びこの法律に關する保険業法中「主務大臣」とあるのは、船主責任相互保険組合については、大蔵大臣とする。

3 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、前二項の規定による権限の全部又は一部を財務局長又は財務部長に、運輸大臣は、政令で定めるところにより、第二項の規定による権限の全部又は一部を海運局長又は海運局支局長に行わせることができる。

4 この法律において「主務省令」とあるのは大蔵省令、運輸省令とする。

第八章 雜則

(私的独占禁止法等との関係)
第五十五條 この法律の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律

第五十四号)及び事業者団体法昭和二十三年法律第九十一号)第三條の規定の適用並びに組合の行為がその固有の業務を遂行するに必要な範囲をこえる場合若しくは組合の事業活動が組合員の間に於ける競争を減殺することとなる場合における事業者団体法(第三條を除く)の適用又はこれらの法律に基き公正取引委員会が行使する権限を排除し、変更し、又はこれらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。

第九章 罰則

第五十六條 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問はず、組合の事業の範囲外において、貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)の正條がある場合には、適用しない。

第五十七條 第八條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下本項において同じ)の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人に對して同項の罰金刑を科する。但し、法人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を

防止するため当該業務に對し相當の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人については、この限りでない。

3 前項の規定により法人でない社団又は財団を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表する外、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

第五十八條 左の各号の一に該當する者は、三万円以下の罰金に處する。

一 第四十九條の規定による報告をせず、若しくは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者

二 第五十條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して虚偽の答弁をした者

第五十九條 左の各号の一に該當する場合においては、組合の發起人、理事、監事、參事、清算人又は第五十二條第二項において準用する保険業法第一條第一項の規定により選任された保険管理人は、三万円以下の過料に處する。

一 この法律又はこの法律において準用する保険業法の規定に基いてする主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四條の規定に違反したとき。

三 第五條の規定に違反したとき。

四 第六條の規定に違反したとき。

五 第十六條第四項の規定に違反して、認可を受けないで同條第二項第一号から第三号までに掲げる書類に記載した事項を変更したとき。

六 第三十五條第二項(但書(第十條第五項)において準用する場合を含む)の規定に違反して、認可を受けないで理事又は監事を選任したとき。

七 第四十一條第一項の規定に違反して書類を提出しなかつたとき。

八 第四十二條、第四十八條第一項において準用する商法第二百三十一條、保險業法第七十五條若しくは第七十六條の規定又は定款の定に違反して、剰余金若しくは残余財産を分配し、又は組合財産を処分したとき。

九 第四十三條又は第四十七條の規定に違反して、認可を受けないで保險金を削減し、又は保險料を追徴したとき。

十 第四十四條第二項において準用する保險業法第六十三條の規定に違反して、準備金を積み立てず、又は使用したとき。

十一 第四十四條第二項において準用する保險業法第八十八條の規定に違反して、責任準備金の計算をせず、又はこれを帳簿に記載しなかつたとき。

十二 第四十八條第一項において準用する商法第二百二十四條第三項の規定に違反して破産宣告を請求することを怠つたとき。

十三 清算の終了を遅延せしめる

目的で、第四十八條第一項において準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不当に定めたとき。

十四 第四十八條第一項において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

第六十條 左の各号の一に該當する場合においては、組合の發起人、理事、監事、參事、清算人又は第五十二條第二項において準用する保險業法第一條第一項の規定により選任された保険管理人は、一万円以下の過料に處する。

一 この法律又はこの法律において準用する保險業法若しくは商法の規定に定める公告若しくは届出をすることを怠り、又は不正の公告若しくは届出をしたとき。

二 第十一條第一項の規定に基く政令に違反して、登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたとき。

三 第十五條第七項若しくは第三十四條において準用する商法第二百四十四條、第四十四條第二項において準用する保險業法第九十一條又は第四十八條第一項において準用する商法第四百十九條若しくは第四百二十七條の規定に違反して、書類を作成せず、若しくはその書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第二十一條第五項の規定に違反したとき。

五 第二十六條第一項の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

六 第二十六條第二項の規定に違反して処分することを怠つたとき。

七 第二十七條第四項の規定に違反して弁明の機会を与えなかつたとき。

八 第三十條第一項の規定(第四十八條第二項において準用する場合を含む)に違反して総会を招集しなかつたとき。

九 第三十六條第一項の規定(第四十八條第二項において準用する場合を含む)又は同條第二項(第四十八條第二項において準用する場合を含む)において準用する保險業法第六條の規定に違反したとき。

十 第三十八條第一項(第四十八條第二項において準用する場合を含む)、第四十四條第一項若しくは第四十八條第二項において準用する商法第二百八十二條第一項又は第四十四條第二項において準用する保險業法第九十一條の規定に違反して書類を備えて置かなかつたとき。

十一 第三十八條第二項の規定に違反して、組合員名簿に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十二 第三十八條第三項又は第四十四條第一項若しくは第四十八條第二項において準用する商法第二百八十二條第二項の規定に違反して、正当の理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しく

は抄本の交付を拒んだとき。

十三 第五十二條第二項において準用する保険業法第一條第二項の規定に違反して、正当の理由がないのに、保険管理人となることを拒否したとき。

第六十一條 第九條第二項の規定に違反した者は、五千圓以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 事業者団体法の一部を次のように改正する。
第六條第一項第四号ホの次に次のように加える。

「船主相互保険組合（昭和二十五年法律第 号）の規定に基いて設立された船主相互保険組合」

3 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九條第六項中「中小企業等協同組合企業組合を除く。」の下に「船主相互保険組合」を加える。

4 登録税法（明治二十九年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「水産業協同組合、」の下に「木船相互保険組合、」を、「水産業協同組合法、」の下に「船主相互保険組合法、」を加える。

○舟山政府委員 たいま議題となりました船主相互保険組合法案につきまして、その提案理由並びに要旨を御説明いたします。

現行の保険業法によりますと、保険事業を営むことのできるものは、株式会社が相互会社に限られておりますが、船舶海上保険におきましては、損害保険会社の引受けない分野があり、船舶所有者の間において、相互保険を行うための相互保険組合設立の要請は、大なるものがあるものであります。その理由は、まず第三に昭和二十三年七月、木船保険法による木船保険組合が解散しました後は、危険率の高い木船の保険は、保険会社が引受けざることを好まず、現在では、木船のほとんどすべてが無保険の状態にありますことと、第二には大型鋼船船主が、船舶の運航に伴つて負担する費用及び責任につきましては、現在の損害保険会社の船舶海上保険約款では、担保されない範囲が少からずあるので、昭和二十四年四月一日から、船舶運航の方式が船舶運管会の裸船から定期船に變更されて、船主の負担する費用及び責任の範囲が拡大されるに伴い、保険会社の担保しない危険を相互に保険する必要があると痛感されておりました。今回さらに、来る四月一日から、船舶の運航はすべて船主自身の手で行われることとなりましたので、その必要が倍加されて来たのであります。従いまして、これらの船主が相互扶助の精神で、船主相互保険組合を設立することは必要であると考えられますので、ここに本法案を提出して、組合組織による船主の相互保険事業を認め、右の要望にこたえようとするものであります。

次にこの法案の要旨は、大体次の通りであります。第一にこの法案は、船主相互保険組合の行う相互保険たる損害

害保険事業の健全な経営を確保し、その組合員及び組合の一般債権者の利益を保護しようとするものであります。第二にこの法案に基いて設立される船主相互保険組合は、主として木船の船体に関して相互保険を行う木船相互保険組合と、大型鋼船船主の費用及び責任に関して相互保険を行う船主責任相互保険組合との二つに限られております。

第三に船主相互保険組合を設立するには、出資の総額が二百萬以上、組合員の数が十五人以上、及びその組合員の所有または賃借する船舶の目的たる船舶の数が百隻以上で、かつ主務大臣の認可を受けなければならないことといたしております。

第四に組合員たる資格を有するものは、木船相互保険組合にありましては、木船を所有または賃借するもの、船主責任相互保険組合にありましては、鋼船を所有または賃借するもので、それぞれ定款で定めるものに限り、組合への加入については、一口以上の出資及び保険料の払込みを条件としております。

第五に船主相互保険組合は、主務大臣の認可を受けて、組合員に対し保険料の追徴または保険金の削減をすることができ規定を置きます一方、剰余金につきましては、組合員の出資額または事業の利用分量に応じて、分配することができ規定を設けております。

第六に船主相互保険組合の機関、計算、清算及び解散につきましては、保険業法及び商法の所要の規定を準用しております。

第七に監督は、木船相互保険組合に

つきましては、木船に対する海運行政と密接な関係がありますので、保険料率または責任準備金の積立て等に対する監督のごとく、純粋に保険行政上の監督を除いたほかは、大蔵大臣と運輸大臣との共管とし、船主責任相互保険組合につきましては、大蔵大臣の専管といたしております。

第八に右に述べました諸規定の違反に對しまして、所要の罰則を規定しております。

最後に附則におきまして、船主相互保険組合に対する事業者団体法の適用を排除し、また法人税を軽減いたしましたため、事業者団体法及び法人税法に對する所要の改正をいたしております。

以上がこの法案提出の理由並びにその内容の要旨であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○川野委員長 それではこれより本案に対する質疑に入ります。佐久間徹君。

○佐久間委員 たいま議題になりました法案につきましては、相当広範囲にわたつておりますので、これを簡明にするため相当の時間を要すると思つておりますけれども、その要点についてきわめて重点的に質問して行きたいと思つております。

まず第一に伺いたいことは、木船並びに船主の費用及び責任について組合保険を必要とする理由はどこにあるか、これを承りたい。また欧米において船主相互保険組合のごときものが今日存在しておるか。この点もあわせて伺いたいと思つた。

○舟山政府委員 お尋ねの木船保険につきましては、昭和十八年法律第三十

八号に木船保険法というものがございまして、これに基いて木船保険組合が存在しております。普通損害保険会社の保険しない危険率の多い木船に對して、保険を実施しておつたのでございしますが、終戦後これが政府の財政負担の軽減というふうなことから、解散に決定いたしました。その結果、解散に付せられることになっておるのであります。しかし損害保険会社といたしましては、この危険率の高い木船の保険を好まない。従つてその料率も高くなるというふうな傾向がございまして、木船船主は非常に困つておるのでございします。またこういうふうな事情で木船は保険につけることができませんために、金融の担保とすることができないというふうな不便もあることがあるのをごいいます。そこでこういう木船所有者あるいは賃借者相互が、相互組織の組合保険というものを営む必要があるということになつておるのでございします。

それから次に大型鋼船の運航に伴つて生ずる船主の費用及び責任というものは何かと申しますと、法案の二條の四項に例示がございしますように、たとえば船舶が海上において衝突いたしましたような場合には、海上保険の目的になるのをごいいます。その他たとえば船舶が運航に伴つて機橋であるとか、浮標であるとか、海底電線であるとか、漁具その他のものに損害を与えた場合の賠償責任、その他この法律に列挙してありますような事項、さらにそのほかにもたとえ船員が航海中病氣になつたとして、緊急治療のため予定の航路から離れて帰航するといふよう

うな場合の費用、こういったような船主の責任に對する保険というものが、必要であるのでございます。こういった種類の保険は英米においては俗稱P Iクラブと言つておりますが、これに類似した制度がすでに長年の経験を経ておるものでございます。

○佐久間委員 たいまの説明によりまして、営利保険事業において損補されない費用と、船主の責任というものについて、説明も加えられておりましたので、さらに私は、本法は本船保険及び鉄製の船舶のP Iを目的とする、相互保険組合を設立する目的であると解釈するのであります。すなわち現在民間保険会社が担保していない費用及び責任でありまして、たとえて言うならば、岸壁と衝突してその岸壁に与えた損害の賠償金とか、乗客に与えた損害等に対して支払う費用等であるというところは、たいまの説明によりまして承知いたしました。しからば現在民間会社が損補しておる救助費及び衝突損害賠償金、すなわち他の船舶と衝突した場合、その船舶及び積荷に与えた損害に対する賠償金等は除く趣旨であるかどうか。その点を承りたいと思つております。

○舟山政府委員 たいま御指摘になりましたような事項は、普通の損害保険会社の海上保険でカバーされるという趣旨におきまして、この相互保険組合の仕事から除外されるのであります。

○佐久間委員 本法の第二條第三項は、船舶の運航に伴つて生ずる船主の費用及び責任に、救助の費用及び衝突損害賠償金を含むものと解釈されるが、その点はいかがでしようか。

○舟山政府委員 特にこの際相互保険組合を認めまして、特殊の損害に對して保険をいたしますのは、先ほども申し上げましたように、普通の損害保険社ではカバーし切れない危険に對するものでございます。従いましてここに二條の第三項に、船主の費用及び責任という言葉がござりますが、なお具体的に保険事項につきましては、組合の定款にこれを明らかにいたしまして、その業務の範囲を明確にするものであります。

○佐久間委員 定款によつてこの責任を明確にするというわけでありまして、この定款は今のところわれわれにはわからぬのであります。この機会にはつきり申された方がよろしいと思ふのであります。すなわち救助費は、民間保険会社が當んでおる船舶保険から切離すことのできなないものであります。特に船舶の修繕費及び救助費の合計が保険価額を超過するがとき、いわゆる推定全損の決定については、これを切離すことが困難というよりもまた、たゞ不可能であると思ふ存じますが、救助費そのものについても、船舶保険で担保する損害のうち相当大きい部分を占める。一事故による救助費でも非常に大きいものがあります。これのみを対象とするには危険の測定が困難でありまして、相当経験を積んだ業者でも容易でないのかかりませう。ほとんど無経験にひとしい相互保険組合のごときが、あえて保険の対象として選んだことは無謀にひとしいものではないか、こういったぐあいには考えられないのであります。その点いかなる御所存でありますか、伺いたいと思つております。

○舟山政府委員 損害額の大きいものにつきましては、できれば普通の損害保険会社がこれを保険の対象とすることが望ましいのでございます。しかしながら損害保険会社に対して、特殊の危険の多い保険種類を特に強制して認めさせることはできないので、従つてそういう組合、つまり普通の損害会社の扱わない保険については、船主の利益を保全いたしますために、特にこういった相互保険組合の組織を認める趣旨でございまして、できれば普通の損害保険会社が、なるべく広汎の仕事を行つて、それが望ましいのであります。それはいろいろの探算から申しまして、できない場合が相当あるかと思ふので、そういう場合に対する例外的な救済方式として、こういったものを考へておるのでございます。

○佐久間委員 質問が前後いたしました。まことに恐縮でございますが、他の船舶との衝突による損害賠償金も、岸壁等の衝突による損害賠償金と異なり事故の数も非常に多く、金額も非常に大きいと思つております。従つて保険組合の保険の対象とするには、不適當ではないかと思ふのであります。この点はいかがでありますか。

○舟山政府委員 この岸壁に對する衝突のごとき場合におきましては、損害が比較的大きい。それなりのゆえにまた普通の損害保険の対象にならぬのでございまして、これを相互保険によりまして何らか損害補填の道を講じようとするのでございます。その際もしかかる損害が起りますならば、この案の規定にありましますように、特殊に生じました損害というものは、普通の保険料以外に組合員にこれを賦課することによつて救済するよりしかたがない。またこれによつて船主は相當の安心が得られると思ふのでございます。

○佐久間委員 重ねてお尋ねいたすわけでありまして、第二條の第三項の船舶の運航に伴つて生ずる船主の費用及び責任の下に但書を添へ、保険会社が損補し得るものを除くというごとき文言を挿入するか、または船主の費用及び責任に關して行つた相互保険であつて、命令で定めるものというやうなぐあい、訂正して、その保険の範囲を明確にすることが必要ではないかと思ふがいかがですか。先般定款例と申されおりました。先般法律の中にはつきりその範囲をきめたらどうか、こういったぐあいに私は考へるのであります。

○舟山政府委員 御指摘のごとき点は、これを法文上に表わすことが非常に困難であります。またこれを命令等に譲ることにつきましては、命令等の規定の字句等について相當問題があると思つております。そこで先ほど申し上げましたように、大體定款に譲ればよいのではないかと。またそのいかなる保険の種類を普通の損害保険会社に取扱ひしむるか、またこの相互保険組合に取扱ひしむるかというところは、客観情勢の変化によりまして、彈力的に考へなければならぬ問題でもありますので、一番簡易な方法でこの区分を明確にする。すなわち定款によつて規定することと適當ではないかと考へた次第であります。

○佐久間委員 定款によつてというお言葉であります。ぜひひとつ、いづれの方法におきましてもこの点をはつきり記載されて、將來紛糾の起らないように御配慮願ひたいと思つております。

○舟山政府委員 まず船主責任相互保険組合の方におきましては、現在日本船主相互保証組合、通稱P Iクラブというのがございまして、これは本法施行後には、本法に基く船主責任相互保険組合に切りかえられる予定でございまして、これはわが国における大型鋼船の所有会社の大部分を網羅してありますので、この船主責任相互保険組合については、一個の組合が設立せられる見込みでございまして、次に本船相互保険組合の方につきましては、これは地域別につくる考へ方と、職域別につくる考へ方とが、成り立ち得るのであります。が、まず地域別には東北、関東、東京、愛知、兵庫、九州、大體六組合を予想しております。また職域別につきましては、中央機帆船を中心とするものと、沿岸輸送船を中心とするものと、いづれもその区域は全國であります。が、この二つが予想せられるのでございまして。

○佐久間委員 たいまのお答えに對しては、多少意見がございまして、保険料率について伺いたいと思つております。保険組合のごときその取扱ひ保険料率はきり得る限り簡單なものが望ましい。しかるに料率を単純化すれば、危険に適用されなくなる。船舶は種類、トン数、構造、航路等で危険が異なるからであります。本船においてはトン数及び航路によつて危険が違つて来る。従つて料率を單一化したしませうならば、危険の大きい北海道方面とか危険の比較的小い九州方面とかいう場合に、非

常にここに不公平が生じはしないか。そこで組合は九州、北海道、瀬戸内海というように地区別にできるものと考へます。ただいま御説明のあつた通りであります。そうすれば量がきつめて少くなる。量が少くなれば危険も平均化がでなくなる。それは要するに保険の趣旨に反する結果を招来することになりはしないか、こういうことを心配するものであります。その点に關して御所見を承りたい。

○舟山政府委員 損害を保険によつてカバーいたしましたためには、御指摘の通りあまり保険の対象物が少くなりますと、危険率が多くなるのでございませう。そこでこの法案におきましては、大體營業の保險事業の場合におきましては、この保險加入の人員、あるいは保險に付する物件の数を少くいたしたのでございませうが、大體組合員十五人、それからその所有または賃借する船舶百隻というところに單位を置きまして、これを一つの單位とする。これによつて危険が相当平均化せられるであらうと考へておるのでございませう。

○佐久間委員 本船はおおむね一隻または二隻の船主であります。しかも船長を兼ねる者が本来の姿であらうと思ひます。最近海運界の積荷が非常に減少いたしました。競争が激甚で、従来の帆船船の活動面が小型鋼鉄船に侵襲されて、ますます船主経済が困難の状態になりつつあるものであります。木船保險は船主で船長であるような小型船主を組合員としなければ意味がないと思ひます。百隻程度の危険の平均化のとれない少数を一單位とし、組合を認める場合、その経済は想像にかたくなく、多分非常な苦境に陥るであらうこ

とが考へられるのであります。従つて保險金の削減とか、あるいは保險料の上と云ふことでは不祥事が起る可能性が強いと、私は思ふのであります。これは一船主を助けんとして、木船の海運界をかえつて窮地に追い込む結果になりはしないかと考へられるのであります。この意味から言つて、第十二條第二項のように百隻程度では少な過ぎはしないかと思ふのであります。この点に關してはどういうお考へでございませうか、お伺ひいたします。

○舟山政府委員 この百隻という基準が適當であるかどうかということについては、いろいろ意見のわかれるところかと思ひますが、しかし同じ利害關係のある者が相集まりまして、比較的簡単に相互保險組合を組成し得ることも考へなければなりません。従つてここに百隻以上というこゝにいたしました。この危険分散のためには、できるだけ船の数も多い方がよからうと考へますが、一応の基準といたしましては、百隻というところに目安を置いた次第でございませう。

○佐久間委員 船主相互保險組合の設立の要件について、御説明をいただきたいと思ひます。

○舟山政府委員 この相互保險組合におきましては、特定少数の者が相互組織によりまして保險を営むことを前提としたしておりまして、不特定人を相手にするものではないのであります。この組合の設立の要件を普通の保險業法による場合と比較いたしますと、出資の制限につきましては、保險業法によりまして相互會社は三千万圓以上と云ふことに相なつております。それを本法におきましては二百萬圓以上

ということに低下してございませう。發起人はいずれの場合においても七人以上と云ふことではございませうが、組合員は保險業法による場合は百人以上と云ふことになつております。を、本法による場合は十五人以上と云ふふうな程度を下げておるのでございませう。

○佐久間委員 船主相互保險組合はしからば有限責任組合であるか、無限責任組合であるか、この点を承りたい。

○舟山政府委員 船主相互保險組合の責任につきましては、ちやうど有限と無限との間の補償責任とも申すべきものであらうと考へるのでございませう。すなわち一応受けた保險料が、災害の發生によりまして足らなくなるということでありませうれば、これを追徴し得る仕組みになつておるのであります。

○佐久間委員 先ほど木船保險法の廃止のことをちよつと承つたのであります。が、過去において木船保險法に基いて仕事が行われておりましたが、その木船保險法に基く木船保險組合の過去の実績、及び同組合が解散した理由並びに清算が今日どうなつておるか。これを伺ひたいと思ひます。私の知つておる範圍内におきましては、直接の理由としては、昭和二十二年の四月國家の再保險が廢止された後、資金が非常に少くなる。その上に同年の十月と十一月、北海道方面に非常なクレームが頻發いたしましたために損害補填に支障を來した。こういう一つの理由、もう一つは國家の再保險があり、強制保險制度が確立してありまして當時は、五千隻くらいのものがその対象になつておりましたが、その後次第にこれが減少いたしましたして、戦争直前におきま

しては一千隻くらいに減少してしまつたといふこと、もう一点は、能率の單純化のために過渡的の傾向をとつて、危険なもののみが残つてしまつたといふわけで、おおよそ保險に反する結果が現れたために、これは廢止になつた、こういうぐあいに承知しておるのであります。が、はたしてそうであるかどうか。その点詳細にお聞かせいただければついでであります。同時に解散後の措置について重ねてお尋ねたいと思ひます。

○舟山政府委員 木船保險組合は木船保險法に基いて、全國單位の機關として設立されたのであります。これは國家の財政的援助のもとに再保險を行つておるのでございませうが、昭和十八年七月に設立せられ、昭和二十二年三月までの事業成績を申し上げますのは、約七千數百萬圓の赤字を出したのでございませう。このうちに再保險で負担したものが九割でございませう。こういうふうにして損害が非常に多かつたかと申しますと、戦時中船舶の質が非常に悪くなつた。それから運行いたします港内の事情が非常に悪くなつた。その他戦争に伴う原因のためであつたのでございませう。戦争後はいろいろの問題とも一緒に、國家の補償といふものを大幅に制限することになりましたので、昭和二十三年の法律をもつてその解散をすることとなつたのでございませう。ただ木船保險法といふものは、たゞいま清算中の保險組合のためには法律は残つておりますが、組合は清算状態に入つておるのでございませう。従つてこの組合は今清算を急いでおる次第でございまして、近くその事務を結了する見込みでございませう。

○佐久間委員 ただいまの御説明によりまして、戦争のためにいろいろの支障があつたように承りましたが、そうであらうと存じます。またかねて私が申し上げましたような理由にもよるわけでありませう。國家が強力な支持を与えた、そういう種類のものが解散の悲境に陥る、こういう理由は戦争といふ事實によるものであることも了承できるわけでありませうが、戦後現在の情勢におきましては、戦争中と大してかわりない。かえつて惡化しておるのではないか。いろいろの航路にいたしましても荒れておりますし、船舶にいたしましても非常に悪いものがたくさんあるように考へられます。こういう場合、國家がよほどこれに對して監督と支持を与えない限りにおきましては、こういう組合制度といふものは、なかく完盤を期したいものであると私は考へます。がゆへに、あえてこの点をお尋ねした次第であります。

さらに二、三御質問申し上げたいと思ひます。木船保險法は本法の成立によりまして、廢止する必要がないかどうか、この点を承りたい。

○舟山政府委員 ただ申し上げましたように、木船保險組合が清算過程にございまして、若干木船保險法の規定の適用を必要といたしますので、現在のところこれをまだ生かして存置しておるわけではございませうが、清算が済みまれば、木船保險法も不要に帰するといふわけではございませう。

○佐久間委員 船主相互保險組合において、漁船を対象外にした理由はどのようなわけにございませうか。

○舟山政府委員 漁船につきましては別途漁船保險法というものがございませう。

割、当然とり得る規定になつておるの
であります。保険会社がこの契約を再
保険いたすものであります。自分の会
社に全部納付というよりなことはいた
さないのであります。必ずこれを幾つ
かに分割いたしまして再保険をなすの
であります。従いまして、一保険会社
が何千万円の損もあえてこれを受入れ
ることができるのであります。かよ
うな組織になつておる。それで、その
保険料というものは、これは動かすこ
とのできない利率であります。再保
険の受給は必ずその保険料に見合つて
出すことになつております。お互いに
出し合う、こういうことになつており
ます。従いまして、代理店に払つた手
数料を差引いた保険料が、すなわちそ
の比率となつて再保険の受給が行われ
るのであります。もしかりに手数料以
外の費用を支出いたしますれば、当然
そこには損が出るのであります。その
損を見越して、しかもうしろへ何百万
という大きな責任を持つた商売、ばか
な商売をする者は絶対にあり得ないの
でありますけれども、そういう誤解を
一般にされておる。こういうことは
まことに遺憾にたえない次第でありま
す。ただ公団の保険料は非常に大きか
つた。その扱ひ手数料も相当額に上つ
ておるのであります。この手数料がい
かに使われたかは、保険会社の開示す
るところではあります。政府もこの
点はお認めくださると思ひますが、国
際的にまさに雄飛しようとする場合、
ことに損害保険は国際性を多分に持つ
ておることは御承知の通りであります。
す。各外国保険会社も、もうすでに再
保険の交換をなそうとする場合におき
まして、こういうような誤解が国内に

起つておるということは、この業務の
進展の上に、あるいは国家経済の進展
の上におきまして、まことに残念に存
じますので、この点をばつきり申し上
げ、しかも政府の御理解をひとつお聞
かせ願ひたいと存じまして、申し上げ
る次第であります。

○舟山政府委員 最近公団の保険につ
きまして、損害保険会社の損害保険に
つけることをやめまして、公団の経理
上自己積立てをするというところに方針
が改まつたのでございますが、こうい
うことになつた動機が、いろいろ
の保険をつけることについて不正行為
があつたためであるというふうなうわ
さも、私としては聞いていませんし、
またそれは事実でないのでもございま
す。その理由はたゞいまも御指摘がご
ざいましたように、公団の既往におい
て払い込んだ保険料が比較的多額であ
つたのに、損害の発生、従つて保険金
の受取額が比較的少額であつた。この
くらいならば自家保険でも事足りるの
ではないかという考えに基くものであ
つたのであります。これらに對しまし
て関係部局はいろ／＼あるのでありま
す。すなわち公団においてどう考へる
か。あるいは実施してあります財政当
局においてどう考へるか。いろ／＼意
見はあるかと思ひますが、私ども保険
というものの比較的の理解が深いと考へ
ます者にとりましては、たゞいま申し
ましたような考へ方はいささか輕率で
はないかと考へている次第でありま
す。すなわちこの比較的短期間の間に
損害の発生が少くても、損害というも
のは地域的に広汎に考へるべきである
のみならず、また年数的にも何年かの
経験を基礎として考へなければならな

いと思ふのでございまして、去年災害
がなかつたから、今年も災害がないと
きめてかかることはいかにも危険であ
る。でありますからできるだけ保険に
つけまして、危険の分散をはかること
が賢明なことではないかと考へるよう
なわけではございますが、たゞいまのと
ころは公団当事者あるいは財政当局の
御意見によりまして、扱ひが改められ
た次第でございまして、なお公団の財産
を損害保険会社の保険につけるといふ
ような場合につきましては、たゞいまも
お話がございましたように、手数料を
いかに輕減するか、あるいは保険料率
というものを、特殊の高利をもつて扱
うかどうかというような問題につきま
しては、またいろ／＼な考へ方もあろ
うかと考へるのであります。公団の保
險問題につきまして、最近の経緯ある
いは監督官庁としての私どもの意見と
いうものを申し上げた次第であります。

○富田委員 私はこの審議に関連する
問題でちよつとお伺ひをしたいと思います
のですが、実は熱海の大火で今回相当
損害を受けたのであります。が、保険金
額が大体三億と聞いております。そこ
ろがその保険金を今もつて支払わな
いために、市の罹災者は非常に困つて
いるようですが、この金はおそらく銀行
の担保に入つておつた家屋の抵当関係
上、この金を抑えられておると思ひ
てあります。が、何とか至急にこの支払
い方を政府に促進していただきたい。
こういう陳情があつたのであります。
が、政府でもこの問題について至急に
御便宜を与えていただきたいと思ひま
す。

○舟山政府委員 熱海の大火に基きま
す支払い保険金の金額は、大体四億四
弱と調査しております。これに對しま
しては、各保険会社は十分の支払い資
金を持つておられて、急速に支払い
できる態勢にあるのであります。ただ
申すまでもなく重複保険すなわち一つ
の物件を各社に加入しております問題
とか、あるいは超過保険、不当に多額
の保険金をつけた事例というような問
題の調査のために、若干の日数を要し
ておるのでございます。が、その調査
も大体終りまして、ごく近く保険金の
支払いを円滑になし得る態勢になつて
おるのでございます。御了承願いま
す。

○川島委員 私は熱海の問題でちよつ
とお尋ねいたしたのでありますが、現地か
らの報告によりますと、各保険会社が
熱海市に調査団を派遣している。これ
は当然あるべきでありまして、それから別
に異議はございません。しかるにその
調査団の個々折衝の過程において、非
常に被保険者にとつては納得のできな
い個別的な折衝が行われておるらし
い。その結果その調査団の個別折衝の
現地における要求に對して、これで納
得するならばすぐ保険金は払つてやろ
う。しかしこれがでなければ手数料もか
かり、日数もかかつてな／＼保険金
は払えない。こういう一種の威嚇的
な言辭をもつて熱海の被保険者市民諸
君を狼狽させておる。こういうような
事例が個々には起つておるというよう
な事例であります。が、一体そういう問
題に對しましては政府としても機敏
な、監督上の責任からして善処をすべ
き性質のものであらうと思ひのであり
ますが、はたしてそういう事実が現地
にあるのですかどうか。そういう
ことについて当局に入つておりまする
資料がありましたらば御説明を願ひ
たいし、それに対する政府の考へ方を
もあわせてこの際重要なことでありま
すので、お尋ねしておきたいと思ひ
てあります。

○舟山政府委員 ちよつと御質問のよ
うな趣旨のことが、けさの新聞紙にも
報道せられましたので、当局といたし
ましてはさつそく実情を調査し、その
不当な取扱ひがもしありとすれば、こ
れが是正方を命令しておいたような次
第であります。すなわち先ほど申し上
げましたようなことについては、一応
の調査がおりますが、保険金は罹災当
時の当該物件の時価というところで押
えて行くのであります。これをもし何
らか基準でもこしらへまして、不当に
保険金の支払いを抑へるというよう
なことがありますれば、これは明らかに
不当なことでありまして、従つてそう
いうようなことは当局といたしまして保
險会社にこれを是正するといふ措置を
とるのでございます。これを要します
るに新聞紙上でも問題を知りましたの
で、さつそく手落ちのないように命令
を下しておる次第でございまして。

○川島委員 それでは本案に對する
質疑はまだ相当あるかと存じます
が、明日に譲ります。

○川野委員長 次に予算執行職員等の
責任に関する法律案を議題して質疑を
続行いたします。川島大君。

○川島委員 本案について二、三お尋
ねをいたしたいと思ひます。

第一点は現金または物品の出納保管
をつかさどる出納官吏の責任でありま
す。従来その責任の問題につきまして

な責任者が生じた場合に、その責任者というものは言うまでもなくこれは一般公吏、公務員でございますので、さだめしベースも低いことである。従つてその金額によりましては、容易にその弁償の責めを果すことができないことがさだめし多かるうと思ふのです。そういう場合においては、従来政府としてはどのような形において、その弁償の責任を果さしめて来たかという

いう場合には、債務を免除するとうことになっております。ただこれ明らかに無資力であるということがかつた場合に限りております。その場合においては、でき得るだけでも資力があるという場合には、究をしてとるといふ建前であります。

○川島委員　私はこいうい責任の所を明確にして、出納の確立をはかるいうことは最も必要だと、ことに租の必要性を認めるのであります。が、だこいうものが法律として、出て

○佐藤（二）政府委員 私たちもたまたまお話のございましたような点につきましては、まづたく感じを同じくしているのでございます。実は予算執行員等の責任に関する法律というものの眼目が、どこにあるかということをやえますと、一つはやはりこれによつて会計官吏の気持を厳肅にさせて、そして場合によつては一種の、威嚇と言つて語弊がございますが、やはり成めるとするといふ、多少刑罰的な、予防的かつまた警告的な要素が一面にござ

ことの方が穩当ではなからうかとい
 ことで、故意または重大な過失に損
 賠償の責任を限つたのであります
 実はそういうようないきさつがござ
 ました。それからいかにもなお、あく
 で損失の補填ということは、一面こ
 法律の目的でございます。それでそ
 場合には一体どうしたらいいかとい
 ことで、この法律案を出します際に
 アメリカで行われておりますような
 現在よりもつと嚴重な意味の保証人

て扱われなければ、戒告的な意味が
いわけであります。それにしても結
においては、最後的にはそういうよ
い保険料を払うような会計官吏に
して、相当の待遇改善をしてやらな
ればならぬ。そうすると結局それは
の負担に帰する、こういうことにな
わけであります。そこでしからば國
自家保険をしたかどうかということ
考えてみたのであります。私どもも今
然と考えておりますところでは、將

○佐藤(二)政府委員　今の御質問でございしますが、私どももこの法律によりまして、今計職員の犯罪をよけいつくるといふ気持は毛頭持つておりませ

ます。こういう点をもう少し研鑽いたしまして、そうしてそういう面の改善をして参りますと、今度は、必ずしも会計職員の善意によるものでない会計事故は、他の原因が相当伏在していたということが、だん／＼明らかならなつて参ると思うのであります。これらの問題につきましては、国会におかれまして、われ／＼力を添えていただくたいと、実は内心希望しておるのであります。そういうようなこととあわせてやりますときには、会計職員の負担というものも、心配されるものから見ますとよほど軽くなつて来るのではないかと、こういうふうに考えております。支払いの能力の問題等につきましては、先ほど申し上げた通りでございます。

○前尾委員 第三條を見ますと、先ほどお話のありましたように、「故意又は重大なる過失に因り」——故意又はありますが、重大なる過失によるという、そういうような限界は非常に狭きりしないのであります。また先ほどちよつと触れましたように、支出に關係ある面だけがここに取上げられておる。たとえば歳入徴收官というものに対しては、責任がないのであります。私はもちろん歳入徴收官に責任を持たせる考えはありませんが、ただ重大なる過失という限界を考えますと、なるとべく狭い範圍で考えなくちやならぬと思ふのであります。またそれにしても非常に不明確である。また第三項を見ますと、二人以上の予算執行職員が責任があり、また場合、その職分に應じ、また当該行為が損害の發生に寄与した程度に應じ、補助員もまた本官もいづれ

も責任に任じなくちやならぬ。その場合に重複して責任があるので、その損害額をどういふふうに分けるかというふうなことに、非常に疑義が多いのでありますが、そういうふうな問題については、どういふ考えを持っておられますか、お聞き申し上げたい。

○佐藤(一)政府委員 たいま前尾さんがおっしゃいました通りなのであります。これはあらゆる場合が考えられるものでございまして、この法律を書くときにも非常に困つたのであります。まあできるだけ具体的に書きたいと思つておりますが、法律の書き方としてもきわめて困難であります。

これは政府と会計検査院とが、相当責任を持つて運営に當つて行くという以外には方法がない。そこで政府といたしましては、会計検査院に恣意的な判断をしてもらつては非常に困りますので、常に十分な連絡を保ちまして、あらかじめ会計検査院と連絡をとりまして、そうしてできるだけわかり得る範囲で基準を明確にして、その運用の確実を期して行きたい、こういうふうな考へております。

○前尾委員 そこで今お話がありましたように、この法案については、会計検査院の見解というものが、非常に重大なる力を持つようになります。第七條を見ましても、事前審査で一々会計検査院の見解に拘束される。御承知のように会計検査院は独立の官庁で、もちろん政府の行政を監督するものではあります。しかし事前審査というところになりますと、非常に行政に介入するといふような結果になるように考えられるので、私ははなはだ好ましくないと

ように思つております。また第三項を見ますと、会計検査院と意見が違ふときには、大蔵大臣もその意見を表示することができるといふことにはなつておりますが、その結果がどういふふうになるかといふようなことも、明確でないのであります。第三項その他第七條の運用についての御見解を承りたいと思ひます。

○佐藤(二)政府委員 第七條、これは非常にむづかしい條文でございまして、ただいまちよつとお話がありましたように、わが憲法の趣意からいいたしまして、会計検査院と政府というものは互いに独立し合つて、他を侵すことができないといふことが、一応の原則になつております。それでいながら、またお互いにいふいふ関係に立つといふことでもありますので、勢いこの表現の仕方がむづかしいならざるを得なかつた次第でございまして、第七條の一項でございまして、この事前審査の規定は、実は私たちがこれを立案いたしましたとして、各省の会計課長會議に諮りましたときにも、たいま前尾のあつたやうな問題が非常に起つたのであります。つまり法令の解釈というやうなものについて、結局会計検査院が決定権を持つてしまつて、政府の各省に及ぼすところは会計検査院の見解を同様に汲みとせしむ。その結果何でもかんでも一面に相談を持つて行つて、政府はもう動けなくなつてしまふ。これはいかういふ心配でございまして、しかしこれは第七條一項の立法の趣意ではございまして、結果としていふいふふうになるのではないかと、いわば疑義を持たれるやうな傾向もございまして、この第七條の一項は、條文をよ

く読んでいただきますとわかります。うちに、むしろ私たちがこの規定を置きましたのは、会計検査院がしよつちよ考えがぐらぐらとかわつて——現在でもそうであるが、各省は会計検査院にしかられることをおそれて、實際上相談に参ります。ところがその場合に係等が口頭でもつて返答を受けて安心しておると、実際は検査報告でもつて批難を受けておるといふやうなことが、必ずしもないことはないのではありません。これは手続きが行き違ひ等もあるのではないかと、いふに考へておるのであります。できるだけそういう行き違ひといふものは、こゝういふふうに責任が加重される以上、防いで行かなければならぬ、こゝういふ氣持でございまして、会計検査院は一本自分分が相談を受けて、そうしてその意見を表示しましたら、それを黙つて今度はひつくり返して、それによつて決定するといふことは困るというのを、こゝで率直にその氣持を表明しておるだけであります。もちろん誤りだといふことであれば、ただちにその誤りであることを表明して通達してもらえば済むことではあります。そういうやうな氣持をこゝに吐いておるのであります。ただその結果といふしまして、ここにございまして、支出等の行為に關し、疑義のある事項について結局意見を求める。そうすると各省は事なかれ主義といふことになつて、検査院の言通りになる。結果といたしまして法令の解釈は、検査院が握るのではないかと、いふことでもありますが、これはあくまで建前といたしまして、会計検査院はいわゆる事実の検査をするところである。もちろんそれに伴うところの最

小限の解釈というものは、当然出て来るわけでありまして、しかしこの法令を立案するのは常に政府であり、そうしてそれを決定するのは国会でございまして、第一次的にはやはり直接事務を執行しておる政府が、自分の可なりと信ずるところの解釈のもとに行動せざるを得ない。最後に争ひがありましたときには、決算委員會その他の機会におきまして、国会にその見解を明らかにしていただく。もちろん法的にはそれをはつきり定めてもらう場合には、裁判所まで行くといふことにならうかと思ふのであります。私もそういう意味で、ただすなおにできるだけ、会計検査院が意見をぐらぐらされて、各省が迷惑をこうむらないやうにといふ氣持で立法をやつたのであります。ただたいま申し上げましたやうな疑義がある程度どうしてもやむを得ず起つて来るのであります。そこで一種の老練心から二項と三項を置いたのであります。すなわち会計法規の立案に當つており、また政府といたしましては、その解釈について最後の責任を持つておるところの大蔵大臣が、これに關する機会を与えてもらいたい。すなわちここにございまして、事実の認定については、これは会計検査院に文句を言う必要はないのでございまして、法令の解釈といふことにつきましては、もしも大蔵大臣が、いや検査院の見解はそれだが、政府としてはそれじやないといふ見解を持ちました場合には、これを表示する機会を持ちたい。そのために二項でもつて一応通知を受けまして、そして三項でこゝういふ條文を置いたわけでありまして、從いまして七條の第一項にある支出等

の行為に關し疑義のある事項」と、一項は非常に広く書いてあるのでございまして、三項におきましては、「法令又は予算に定める事項の解釈について会計検査院の見解と異なる意見があるとき」といふふうに、主として予算の編成の趣旨とは法令の解釈について、大蔵大臣がやはり見解を持ち、結局各省大臣は大蔵大臣に聞いて参りますので、政府の各省を代表する意味で、こゝういふやうなチャンスを与えてもらいたい。こゝういふことを老練心として入れたわけでありまして、もちろんそれで東から、今度は会計検査院を政府が拘束するといふこともできませんので、一応表示することができるといふ機會を与えてもらいたい。こゝういふ氣持であります。條文としてこゝういふ機會を与えていたいて、正式に大蔵大臣とて意見を表示しましたときには、会計検査院としても敬意を払つて尊重していただけるものと、私の方では考へておるやうなわけでありまして、しかしながら多くの場合におきましては、事実上十分連絡をいたしまして、こゝういふやうな互いに見解が離隔するといふやうな事態の起らないやうに、運営を十分に連絡をよくしてやつていただきたいと考へております。

○前尾委員 たいま御答弁にありましたし、またわれわれの實際の今までの経験から考へましても、自分の責任にただらにかかるといふことではあります。何でかんでも会計検査院に持ち込む。ところが会計検査院は最終の責任を負うやうなかつたことになりまして、容易に判断を下さずに長くはつておく。從來でもそういう弊害があるのではありませんが、そうなつて来ますと、

非常な事務の滞滞を起すのではないかと
いうことを心配するものでありま
す。それらに対してどういうようなお
考えを持っておられるか、お伺いいた
したい。

○佐藤(二)政府委員 これは会計検査
院が申し上げることかも知れませんが、
が、検査院と私の方でも実はこの問題
は相談しておるのでありますが、検査
院として、できるだけすみやかに
事務を処理して行くような方法を考
え、と言っております。どういう方法に
なりますか、具体的にとなるとな
むずかしいのでありますが、一定の期
間を限つて必ず返答をしてもらいた
いとか、あるいは各省としては、もつ
とできるだけ簡単な手続でやつてもら
いたいとか、いろいろ希望が出てお
ります。また一面におきまして、会計
検査院としては陣容を充実してほしい
というような希望も出ております。私
の考えでは、そういうようなこともで
きただけやる必要があろうかと思いま
すが、法令の解釈その他につきま
したる疑義は、そう多くは起らない。むしろ
んだん減つて行く。最初は相当の件
数が予想されるにつくましても、結局
の法令の解釈というような問題にな
りますと、ある程度おのずからそこ
に明らかなものが出て来るんじゃない
か。そうしてそれがだんだんと積み重
なつて行き、そうして一面において十分
に法令の解釈などについて教育を徹底
して参りますれば、予想せられるほど
のこともなく済むんじゃないかとい
うふうに考えております。しかしい
れにしましても、これは重要なことで
ありますので、政府と会計検査院で十
分打合せをいたしまして、いやくも

事務が滞滞を来さないように、ひとつ
運営でうまくやつて行きたい、こうい
うふうで考えております。

○前尾委員 それから会計検査院の弁
償責任の検定、並びに懲戒処分要求
ができるようになっておりますが、あ
とでその検定なり懲戒処分が誤りであ
つた場合には、会計検査院の責任、あ
るいはどういふような措置をとるか
という点についての御見解を承りたい
と思ひます。

○佐藤(二)政府委員 これは非常に法
律上むずかしい問題だと思つてあり
ます。会計検査院の職員が誤つて検定
をして、その責任がどうなるかとい
う問題につきましても、政府自身が
検査院に対して適にそれを追究する、
あるいは要求するといふ道はもちろ
ん開けてございせん。ただその場合
に、これは会計検査院はこういうふう
に考へておるが、政府はこういう見
解であるという点で、国会において
その見解を披瀝して争うというこ
とも、もちろん可能でございせん。その結果
といたしまして、会計検査院の方
つた手段が明らかに間違ひであるとい
たしまして、いわゆる法律上の責任
をいたしましてはいいかんともしがた
い、こういうふうで考へております。

上の責任といふことは、さしあつて
考へられないと思つております。もち
ろん会計検査院の職員が、いわゆる一
公務員の立場から、特別に怠慢その他
の点によつて事の処置を誤り、それ
が第三者に対して不当な損害を与え
たといふときには、損害賠償
の責任は別といたしまして、公務員
の懲戒の対象には十分なり得るもの
と思つております。具体的にどうい
う場合には、懲戒の責任を負ふとい
うことになるかと思つております。

○前尾委員 最後はこの法案について
は、これは初めてとられた措置であり
ますから、いろいろ問題が多いことは
当然ではあります。先ほどお話のあ
つた、どういふふうで運営して行く
かについて、よくお考へにならぬと、今
までの御答弁の様子では非常な事務上
の問題も起るし、また金銭の責任に
する問題も起る。この法律の施行に
なりましたあとの案について十分
考へて持たれ、また会計検査院につ
いて、十分な責任のとり得るよう
な体制につくり上げるといふことを
考へ願ふと、心配が多い法案だと私
は考へるのであります。最初に申し
上げましたように、もちろん従来の公
の現状等から考へまして、何らかの
置は考へなくちやありませんが、こ
ういふような責任を負わして、また
がどういふふうで、よほどお考へ願
ひたいといふことが一点と、それか
ら何と申しまして、最初に申し上げ
たように、こいふような経理の仕
事はみないやがつておる。そこへ
来てこいふような責任がくつづく

と。だから許さない。わずかな罰金
であるから、警察や公園の守衛が見
つて必ず追究する。ですから英國に
おいてはさういふつまらない犯罪は
行われぬ。米國においては見のがさ
れてしまふ。こいふことがあるので
あります。この法案を見ると、予算を
執行する公務員等が何かあやまちを
犯した場合に、先ほど前尾委員から
質問がありましたが、重大な過失とい
うことが非常に私どもは不安であり
疑問を持つのであります。過失その
ものは重大でなかつたけれども、その
事情が結果から見ると非常に重大な
過失になる。このときに初めの過失
うものに重きを置いて見るか、結果
から振り返つてその過失を評価する
か、これによつて非常に違つて来る
のであります。それからまた私が考へ
ますのは、先ほど問題になりました
応じたというものがどうもはつきり
ないので、これも不安が非常に多い
と思ひます。そこでこいふところを
ひとつ考へていただけないか。私は
大体において、この法案ができる
今日の取締りもあり監督もあつた
はずだと思ひます。ところがこれが
効果をあげないで、こいふ法律を出
さなければならぬ。こいふところの
根本にもどつて、どういふところ
にどういふ欠陥があつたからこい
ふ法律をつくらなければならぬか、
その点はいろいろありましようが、
最もおもしろいところを伺ひたい
と思ひます。そしてその最も重大
なる原因について、それを修正する
何か法がこの中に織り込まれてお
るか。この点をお伺ひしたいのであ
ります。

○佐藤(一)政府委員 たいまお話がございましたような、つまり幅の広い内容をこの法律は持つておりません。結局この法律自体はいたしましては、予算執行職員に損害賠償の責任と、懲戒責任というものを規定しておるだけでございます。従いましてただいま苦米地さんのお話のございましたような問題は、他の面からこれを考えなければならぬと思つております。正直に申し上げまして、戦争以前には実は事故というものが、今から見まして非常に少かつたのでございます。これは当然のことかもしれません、いわゆる会計職員も長年やつて相当訓練のあつた人が多かつた。それから事務も比較的むりがありませんでした。それからやはり何と云つても道義も相当にしっかりとつておつた。私たも実はこの法律をつくつた際ばかりではございせんが、財政法、会計法その他の法律を立案いたしましたときにいつも考えるのでございせんが、結局実際の運営をやつて行く人たちの気持がまじめで、この法律を守つて行かなければならぬという気持がないときには、いかにこまかい規定を置いても結局だめになる。私どもの局長から昨日も大蔵委員会で答弁がありました、つまり戸締りをどんなに厳重にしても、それをむりに破ろうとする連中がおるわけでありまして、こういう連中を防ぐことは、この法律だけではいかんともしがたい。最近の事故の多いのを見ますと、実にそういう感じがいたすのであります。最近もできるだけそういうことの起らぬような予防的な措置を講ずるために、支出負担執行制度等の会計法の改正を前々回会で御審議願ひましたし、

その他目に見えぬいゝな改正はいたしておりますが、それらをいたしましても、事故そのものは必ずしも減らない。結局根本はやはり道義の問題であらうかと思ひます。これはもちろん全部のこれに関係ある職員が、上から下までそういう気持にならなければいけぬのでありまして、こういう点も十分考える必要がありますが、これはどちらかといへば法律の問題以外の、もつと大きな問題だらうと思つております。われわれもこれについては関心を持つておるのでありまして、会計検査院の検査報告等が出ましたときには、閣議で大蔵大臣からやはり相當の警告を發してもらうというやうなことをやつております。しかしながら一面におきましては、この会計法規には手続的な要素が非常に多いのであります。一般の犯罪等と違ひまして、手続を十分心得ておりますれば、必ずしも起さなかつた罪といふものもございせん。こういうものにつきましては、結局十分に教育をして趣旨を徹底させたことになるわけでありまして、前の一般的な教育と、あとの専門的な教育と、いづれにしてもそういうやうなものをものと十分に行きたい。それから何といつてもやかましくやるか、ほつておくかで非常にこれは違ふと思ひます。現在まで非常に事故が多かつたのであります。やはり会計官吏の責任といふものは、確立しておるやうでしてないのではありません。現在の法律のもとでは、わずかに現金を直接に取扱つてゐるところの、いわゆるごく末端の出納官吏のみ賠償責任がある。懲戒責任は全役員を通じてあるわけで

ありますが、損害賠償の責任はそれに限られてゐるやうなわけでありまして。それらの行為を命令するところの今度の法律の対象になつた執行職員については、そういう特別の規定がなかつた。やはり私どもはやかましいことをいやでも言へば、それだけの効果があるという気持で、この法律を出したわけでありまして。そのほかいろいろ原因があるとは思はれておりましたが、先ほどちよつと他の質問にもお答えいたしました。いゝな事実、物質的な條件を改善しなければならぬとか、そのほかいろいろあるのであります。しかし比較的に早く行つておつた会計事務が戦争中にくずれました事実、これは事務も膨脹いたしましたし、そうしてなれないものが多くなり、それからまたどちらかといふと、質の悪い者が会計職員になつたというやうな状況もあつて、わが国の会計事務は戦時中に相当ルーズになつたのであります。一面軍事費その他の関係でもつて、どん／＼ルーズにするやうな制度にしまして、終戦後になつてこれを一挙に引締めようとしたのであります。が、何分にも会計職員の気分、あるいは会計職員に限らず、政府の職員全体の気分がルーズになれておりますから、これを引締めるには相當の年数を要する。これを一挙に引締めることは不可能だと考えております。それでも私たちの目から見ますと、終戦後の昭和二十一年から見ますと、どん／＼よくなつて来ている。これは目立たないやうであります。明らかに言へることではあります。会計検査院の検査報告の件数が多くなつてゐるというものは、ちよ

つとこれと矛盾したように思われますが、実は検査が行き届いて来たのであります。結局会計検査院の陣容が充実して検査が行き届いて来た。あるいはまた従来ならば、特に検査報告にあげないで済んだやうなものが取上げて来たといふやうなことで、形式的に検査件数はふえております。しかしながら公団のやうな問題は別といたしまして、政府の会計事務は終戦直後の昭和二十一年から、年を追うて改善されてゐるというのを私は確信しております。ただ公団等の問題は、御承知のやうに制度も日が浅いので、それから実際にやつております人は多く民間の人でございまして。それに国の会計的な要求をいきなり突きつけるというところからして、ある程度問題が起つて来る要素があつたと思ひます。これにつきましても今後対策を講じて行けば、できるだけ改善できると考えております。

○川野委員長 それでは本日はこれにて散会いたします。
午後五時四十七分散会

昭和二十五年六月五日印刷

昭和二十五年六月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局